

中部運輸局自動車交通部

令和8年8月10日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
三屋、岡本 TEL 052-952-8082
中部運輸局 静岡運輸支局 輸送・監査担当
金森、大場 TEL 054-261-2898

乗合バス事業者に文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：小田急ハイウェイバス 株式会社（代表取締役 永井 弘一）
住 所：東京都世田谷区若林2-39-4
営 業 所：御殿場営業所（静岡県御殿場市東田中字便船塚1138番13）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和8年8月10日
処分内容：文書警告

3. 監査端緒

令和8年6月1日（月）17時10分天悠発の乗合バスの運行において、終点の御殿場駅での車内点検が不十分であったため、旅客を車内に残したまま営業所へ帰庫する事案を発生させたことから監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職務を遂行するための指導監督が、効果的かつ適切に行われていなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数	0点
当該事業者の累積違反点数	0点